

相互関税の概要

	詳細
いつから？	<ul style="list-style-type: none">■ 米国東部時間4月5日午前0時1分から、実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律10%のベースライン関税を課す（既存（4/5より前）の関税率+10%）。■ 4月9日午前0時1分から、57カ国・地域に対してはそのベースライン関税を、それぞれ設定した関税率まで引き上げる予定だったが、引き上げが一時停止。その後、米東部時間8月7日午前0時1分から、大統領令附属書1（Annex I）に列挙した69カ国・地域について、それぞれ設定した関税率まで引き上げると発表された。■ 日本の相互関税率は当初24%と設定されていたが、7月7日に25%へ変更。7月23日の日米合意を経て、最終的に15%と設定された。■ 中国には報復合戦を経て4月10日以降、125%が課されていたが、両国協議を経て5月14日以降は当初の34%に引き下げつつ、そのうち10%のみ適用。残り24%の適用は90日間停止（大統領令）
いつまで？	<ul style="list-style-type: none">■ 米国と締結する通商・安全保障協定に基づく条項を、トランプ氏が定めるまで適用される。
対象外品目は？	<ul style="list-style-type: none">■ カナダまたはメキシコ産品：両国に対しては3月4日以降、不法移民や違法麻薬フェンタニルの流入を理由とした国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく追加関税を課しているため、相互関税は適用されない。なお、8月1日より、IEEPAに基づくカナダ産品への関税率は35%へ引き上げられた（エネルギー製品など一部対象外品目を除く）。■ 1962年通商拡大法232条で追加関税対象の鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅製品■ 将来232条関税の対象となる可能性のある全ての品目■ 大統領令附属書2に列挙されている 医薬品、半導体、木材製品、重要鉱物、エネルギーおよび関連製品など ※4月5日に遡及してスマホ等を対象外に追加■ 寄付品など、出版物などの情報資料■ ベラルーシ、キューバ、北朝鮮、ロシアの産品■ 4月5日より前に船積みされ、5月27日午前0時1分より前に米国で通関された品目■ （10%のベースライン関税を超える部分のみ適用対象外に）8月7日より前に船積みされ、10月5日午前0時1分より前に米国で通関された品目

相互関税の対象は約70カ国・地域

- 下記の相互関税率は、米東部8月7日午前0時1分より適用。それより前に通関した場合、一律10%のベースライン関税のみが適用される。
- 米東部8月7日午前0時1分より前に船積みされ、米東部10月5日午前0時1分より前に通関した場合は相互関税の対象外。一律ベースライン関税10%のみが適用される。
- **日本の相互関税率は24%（7月7日の発表では25%に一時引き上げ）と設定されていたが、15%に引き下げられた。**

米政府から発表されている69カ国・地域に対する関税率

国・地域	相互関税率	国・地域	相互関税率	国・地域	相互関税率
アフガニスタン	15%	インド	25%	ノルウェー	15%
アルジェリア	30%	インドネシア	19%	パキスタン	19%
アンゴラ	15%	イラク	35%	パプアニューギニア	15%
バングラデシュ	20%	イスラエル	15%	フィリピン	19%
ボリビア	15%	日本	15%	セルビア	35%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	30%	ヨルダン	15%	南アフリカ共和国	30%
ボツワナ	15%	カザフスタン	25%	韓国	15%
ブラジル	10%	ラオス	40%	スリランカ	20%
ブルネイ	25%	レソト	15%	スイス	39%
カンボジア	19%	リビア	30%	シリア	41%
カメルーン	15%	リヒテンシュタイン	15%	台湾	20%
チャド	15%	マダガスカル	15%	タイ	19%
中国	34%	マラウイ	15%	トリニダード・トバゴ	15%
コスタリカ	15%	マレーシア	19%	チュニジア	25%
コートジボワール	15%	モーリシャス	15%	トルコ	15%
コンゴ民主共和国	15%	モルドバ	25%	ウガンダ	15%
エクアドル	15%	モザンビーク	15%	バヌアツ共和国	15%
赤道ギニア	15%	ミャンマー	40%	ベネズエラ	15%
欧州連合（EU、注）	15%	ナミビア	15%	ベトナム	20%
フォークランド諸島	10%	ナウル	15%	ザンビア	15%
フィジー	15%	ニュージーランド	15%	ジンバブエ	15%
ガーナ	15%	ニカラグア	18%		
ガイアナ	15%	ナイジェリア	15%		
アイスランド	15%	北マケドニア共和国	15%		

(注) EUは、MFN税率を含めた関税率が15%となるように設定。MFN税率が15%以上の品目には、相互関税は適用されない。
 (出所) 米国政府公開資料（大統領令のAnnex Iなど）、2025年8月1日時点

迂回輸出への取り締まりも強化

- 7月31日発表の大統領令では、迂回輸出への取り締まりも強化すると発表。
- 米国税関・国境警備局（CBP）が相互関税を回避するために迂回輸出されたと判定した場合、**米国東部時間8月7日午前0時1分から40%の相互関税を適用するとした。**

	内容
対象となる場合	・米国税関・国境警備局（CBP）が相互関税を回避するために迂回輸出されたと判定した場合
適用される措置	・原産国の製品に適用される追加関税率に代わる、40%の相互関税 ・罰金、罰則、手数料など ・製品の原産国に適用されるそのほかの関税など ※関税回避のために積み替えられた輸入品に対して課された罰則の軽減や免除は認めない
適用開始時期	米国東部時間8月7日午前0時1分～ ※米東部8月7日午前0時1分より前に船積みされ、米東部10月5日午前0時1分より前に通関した場合は対象外。
米国政府の今後の対応	・商務長官、国土安全保障長官は米国通商代表部と協議の上、米国税関・国境警備局長官を通じて、迂回スキームに利用された国・地域や施設の一覧を6カ月ごとに公表する